

令和2年度 第2号 日本遺産忍びの里パンフレット改訂・増刷業務委託仕様書

1 業務名

令和2年度 第2号 日本遺産忍びの里パンフレット改訂・増刷業務委託

2 目的

本業務は、忍びの里伊賀甲賀忍者協議会（以下「委託者」という。）が「日本遺産 忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー」の「ストーリー」をわかりやすくまとめ積極的に国内外へPRする目的で作成した日本遺産忍びの里観光パンフレット「真・忍者浪漫譚」（以下「パンフレット」という）を、最新の情報に改訂するとともに増刷をする。

3 委託期間

契約締結日から5日以内～令和3年2月19日まで

4 業務の内容

委託業務の内容は以下の通りとする。

（1）パンフレットの改訂

ア 以下の構成文化財のうち委託者が指示するもの（6つ程度を想定）について紹介する頁の追加（2頁分）

【伊賀市】

- ・丸山城跡（下神戸・枳川）
- ・無量寿福寺（下神戸）
- ・比自山城跡（長田）
- ・千賀地城跡（予野）
- ・愛宕神社（上野愛宕町）
- ・勝因寺（山出）
- ・藤原千方伝説地（千方窟・逆柳・血首ヶ井戸・斗盞ヶ淵）（高尾）
- ・掛田城跡（下川原）

【甲賀市】

- ・佐治城跡（甲賀町小佐治）

- ・甲賀流忍術屋敷（甲南町竜法師）
- ・長福寺（甲賀町田堵野）
- ・称名寺（甲賀町滝）
- ・多門寺（甲賀町鳥居野）
- ・唯称寺（水口町宇田）
- ・慈眼寺（甲南町野田）

イ 日本遺産忍びの里のHP
 (<https://www.shinobinosato.com/course>)で紹介しているモデルコース2つ及び委託者の指示するモデルコース1つについての頁の追加（2頁分）

ウ ア及びイに伴う目次等の修正

エ MAPへの追加構成文化財の反映

オ 裏表紙の交通アクセスや構成団体の修正等その他軽易な修正

(2) パンフレットの増刷

(1) で改訂したパンフレットを増刷する。

5 著作権

本業務にかかる全ての成果品の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含むが、これに限らない）は、委託者に帰属する。

6 成果品

本業務の成果品は下記の通りとし、紙媒体及び電子媒体をそれぞれ納品することとする。なお、電子媒体の納品に関しては、今後委託者で活用・加工することを考慮してソフトウェア等の選定を行うこととする。

(1) 業務完了報告書

- ・部数：3部

(2) パンフレット

- ・部数：22,000部
- ・版型：A4
- ・頁数：16（既存12頁・新規4頁）
- ・刷色：4／4
- ・入稿データ：電子媒体（CD等）2部

7 留意事項

(1) 本業務を遂行するにあたり、受託者は委託者と綿密に連絡をとりながら、委託業務を実施しなければならない。

(2) パンフレットに使用する写真などのデータは委託者より貸与したものを使用することとする。

なお、貸与した資料の複製、複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。

(3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を第三者に漏洩すること及び資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) 本業務により生じるすべての成果物を委託者の許可無く公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

(5) 契約後、仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者及び受託者双方が協議して決めることとする。

8 委託者の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

1 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他委託者発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、委託者に報告するものとする。また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

3 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、委託者と協議するものとする。

不当介入〔不当要求〕
業務妨害事案通報書

滋賀県甲賀警察署長 様
甲 賀 市 長 様

(通報者) _____

		※ 取扱署等	滋賀県	甲賀警察署	課
請 負 者	所在地	(本社)	電話 ()	-	
			FAX ()	-	
		(現場事務所)	電話 ()	-	
			FAX ()	-	
	名 称				
	代表者	(現場事務所の代表者)			
通 報 者 等		(通報者の職・氏名)	電話 ()	-	
	(対応者)	所属会社名	電話 ()	-	
		氏 名		
	役 職			
不当介入の 行為者	住所		電話 ()	-	
			FAX ()	-	
	所属				
	役職				
	氏名				
発生日時・ 行為者	年 月 日 時 分頃				
	[元請・下請] (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 ()	-		
		FAX ()	-		
工事件名					
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無			
	(通報先警察署)	滋賀県	甲賀	警察署	課
	(通報日時)	年	月	日	時 分頃

- 注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、甲賀警察署刑事課(刑事課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報状況」の欄に記入して発注者および甲賀警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず元請負人(発注者)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。